

国土交通省同時発表

 平成18年12月15日
 経済産業省
 国土交通省

**乗用車等の新しい燃費基準（トップランナー基準）に関する
 中間取りまとめの公表について
 ～パブリックコメントを募集致します～**

本日、経済産業省及び国土交通省が開催した総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会自動車判断基準小委員会・交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会自動車燃費基準小委員会第7回合同会議において、目標年度を2015年度とする乗用車等の新たな燃費基準の中間取りまとめが行われました。

今回中間取りまとめを行った乗用車の新燃費基準については、2004年度の出荷台数ベースと比較して、2015年度に23.5%燃費が改善されることとなります。

今後、この中間取りまとめについて広く国民の皆様からご意見をいただくよう、パブリックコメントを実施し、提出されたご意見等を踏まえ、合同会議の審議を行い、最終取りまとめを行うことを予定しております。

1. 新しい燃費基準に関する中間取りまとめについて

本日、経済産業省及び国土交通省が設置した「総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会自動車判断基準小委員会」と「交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会自動車燃費基準小委員会」の第7回合同会議において、昨年7月より検討してきた「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づく乗用車、小型バス、小型貨物車（以下「乗用車等」という。）の新しい燃費基準（トップランナー基準※1）について、中間取りまとめが行われました。

※1：トップランナー基準：現在商品化されている自動車の燃費性能をベースとし、技術開発の将来の見通し等を踏まえて策定した基準値

今回、中間取りまとめを行った乗用車については、2015年度を目標年度とし、2004年度から出荷台数比率が同じと仮定した場合、2004年度実績値と比べて23.5%、燃費が改善されることとなります。

〈2004年度実績に対する燃費改善率〉

自動車の種別	2004年度実績値	2015年度推定値	燃費改善率※2
乗用車	13.6 (km/L)	16.8 (km/L)	23.5%
小型バス	8.3 (km/L)	8.9 (km/L)	7.2%
小型貨物車	13.5 (km/L)	15.2 (km/L)	12.6%

※2：目標年度（2015年度）における各区分毎の出荷台数比率が、2004年度と同じと仮定して試算した値。また、この燃費値は、より最近の走行実態に即したJCO8モードにより測定した値である。

2. パブリックコメントの募集について

今後は、この中間取りまとめについて広く国民の皆様からご意見をいただくよう、パブリックコメント（※3）を実施し、その後、提出されたご意見等を踏まえ、公開で合同会議の審議を行い、最終取りまとめを行うことを予定しております。

※3：パブリックコメントについては、12月19日（火）から1月23日（火）まで実施する予定。

お問い合わせ先：

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課 奥田、山田

TEL：03-3501-1511（代表）内線4541 03-3501-9726（直通）

経済産業省製造産業局自動車課 伊藤、竹谷

TEL：03-3501-1511（代表）内線3831 03-3501-1690（直通）

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 多田、小沼

TEL：03-5253-8111（代表）内線42-504 03-5253-8604（直通）

新燃費基準による今後の燃費改善率の評価

新燃費基準を達成した場合、目標年度（2015年度）における燃費改善率は、次の表のとおりである。

乗用車については、目標年度（2015年度）において、ガソリン乗用車の2004年度実績値と比べて23.5%、現行燃費基準（2010年度目標）の水準と比べて29.2%、燃費が改善されることになる。

したがって、乗用車の燃費については、現行トップランナー基準（2010年度目標）の下、大幅な改善（1995年度から2004年度にかけて約22%改善）が図られたが、新燃費基準はそれを上回る改善率の基準値と言える。

<2004年度実績値に対する燃費改善率>

自動車の種別	2004年度 実績値	2015年度 推定値	2004年度実績 からの燃費改善率
乗用車	13.6 (km/L)	16.8 (km/L)	23.5%
小型バス	8.3 (km/L)	8.9 (km/L)	7.2%
小型貨物車	13.5 (km/L)	15.2 (km/L)	12.6%

<現行燃費基準の水準に対する燃費改善率>

自動車の種別	2010年度 基準相当平均値	2015年度 推定値	2010年度基準 からの燃費改善率
乗用車	13.0 (km/L)	16.8 (km/L)	29.2%

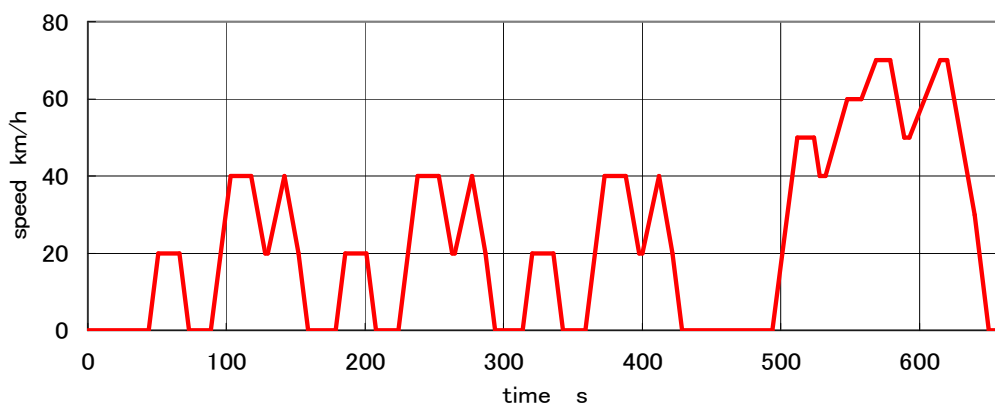
- ※ 上の表の燃費値は、より最近の走行実態に即したJCO8モードによる燃費値である。
- ※ 小型バス及び小型貨物車の一部は、現行燃費基準が定められていないので、現行燃費基準の水準に対する燃費改善率は記載できない。
- ※ それぞれの燃費改善率は、目標年度（2015年度）における各区分毎の出荷台数比率が、2004年度と同じと仮定して試算している。

<その他の留意事項>

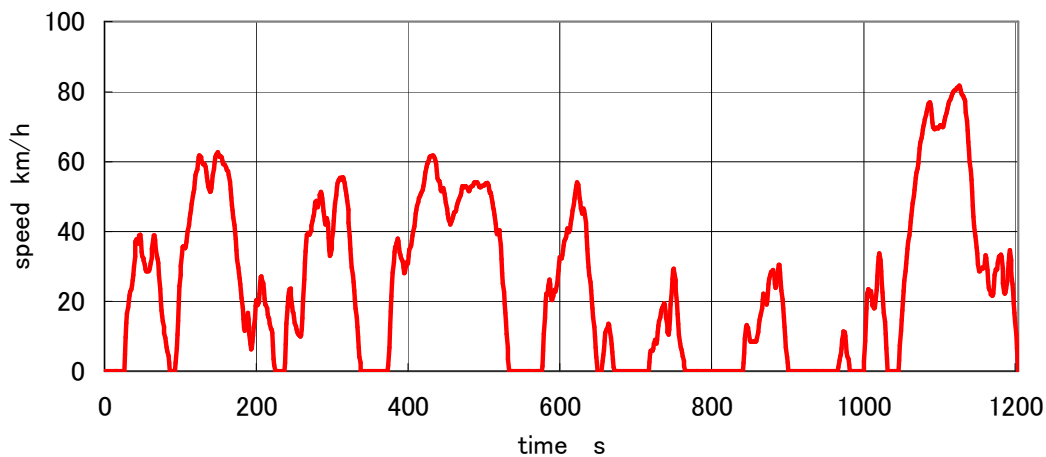
- 乗用車及び小型貨物車の一部（軽貨物車及び軽量貨物車）にあっては、ガソリン自動車とディーゼル自動車を同一区分とし、エネルギー換算（発熱量換算）で同等の燃費基準値を適用した。
- ハイブリッド自動車については、トップランナー値としては取り扱わないが、ハイブリッド自動車の普及による燃費改善度を考慮して、燃費基準値を設定した。
- 燃費測定方法の走行モードは、排出ガス測定方法との整合を図るとともに、燃費性能をよりの確に評価する観点から、より最近の走行実態に即したJCO8モードを採用した。

燃費測定方法の走行モード

- 10・15モード・・・現行燃費基準における走行モード
(ホットスタートのみ)



- JC08モード・・・新燃費基準における走行モード
(ホットスタート及びコールドスタートの組み合わせ)



(別添2)

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会自動車判断基準小委員会・
交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会自動車燃費基準小委員会
合同会議 中間取りまとめ(抜粋)

自動車のエネルギー消費効率の性能の向上に関する製造事業者等の
判断の基準等の改正について

平成18年12月

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会自動車判断基準小委員会・
交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会自動車燃費基準小委員会

自動車のエネルギー消費効率の性能の向上に関する製造事業者等の 判断の基準等の改正について

乗用自動車及び貨物自動車のエネルギー消費効率（燃費）等について、製造事業者又は輸入事業者（以下「製造事業者等」という。）の判断の基準となるべき事項等について審議し、以下のとおり中間取りまとめを行った。

1. 対象となる範囲

揮発油及び軽油を燃料とする乗車定員10人以下の乗用自動車（以下「乗用車」という）、乗車定員11人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）（以下「小型バス」という）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条第1項に基づき型式指定を受けた自動車（型式指定自動車）とする。

2. 製造事業者等の判断の基準となるべき事項等

（1）目標年度

目標年度については、現行燃費基準との関係及び排出ガス規制の適用時期との関係に配慮し、燃費改善に向けた開発のための期間を十分に確保する観点から、2010年度以降に各車種がモデルチェンジを行うための期間を考慮し、2015年度（平成27年度）とする。

（2）エネルギー消費効率（燃費）の測定方法

エネルギー消費効率は、自動車ユーザーに深く浸透している指標である燃費値（km/L）とし、自動車の型式指定に当たり国土交通大臣が測定した値（審査値）とする。

エネルギー消費効率（燃費）の測定方法は、排出ガス測定方法との整合を図るとともに、燃費性能をよりの確に評価する観点から、走行モードとしてJCO8モード法を採用することとする。

また、実際の走行実態に可能な限り近づけるよう、エンジンが暖機された状態であるホットスタートでの走行に加えて暖機前のコールドスタートでの走行も加味し、次の式のとおり、それぞれの走行割合で加重調和平均する方法により、JCO8モード燃費値を算定することとする。

$$E = \frac{1}{\left(\frac{0.25}{E_{JC08C}} + \frac{0.75}{E_{JC08H}} \right)}$$

E : J C O 8モード燃費値 (km/L)

E_{JC08C} : コールドスタートによるJ C O 8モード燃費値 (km/L)

E_{JC08H} : ホットスタートによるJ C O 8モード燃費値 (km/L)

(3) 燃費区分

自動車の種別、車両重量による区分設定を基本とし、燃料、変速装置の方式、自動車の構造の違いによる燃費影響や出荷実績等を踏まえ、以下のような区分設定とする。

種別	燃料		車両構造		変速機		重量区分
①乗用車	揮発油及び軽油	×	—	×	—	×	16区分
②小型バス	揮発油 軽油	×	—	×	—	×	—
③軽貨物車	揮発油及び軽油	×	A B	×	MT AT	×	2~4区分
④軽量貨物車	揮発油及び軽油	×	—	×	MT AT	×	2~3区分
⑤中量貨物車	揮発油 軽油	×	A B1 B2	×	MT AT	×	1~8区分

(4) 目標基準値

各製造事業者等は、目標年度以降の各年度に国内向けに出荷する自動車について、(2)により測定したエネルギー消費効率(燃費)を区分毎に出荷台数で加重調和平均した値(※)が、目標基準値を下回らないようにすること。ただし、目標基準値の超過分を、他の区分の未達成分に補填することができるものとする。

※ 乗用車、軽貨物車、軽量貨物車にあっては、ガソリン自動車とディーゼル自動車を同一区分として、エネルギー換算(発熱量換算)で同等の目標基準値を適用することとし、ガソリン自動車は燃費値を、ディーゼル自動車はガソリン発熱量換算燃費値(ディーゼル自動車の燃費値を1.10で割った値)を用いて加重調和平均を行う。

○乗用車

区分	車両重量 (kg)	目標基準値 (km/L)
1	~600	22.5
2	601~740	21.8
3	741~855	21.0
4	856~970	20.8

5	971~1,080	20.5
6	1,081~1,195	18.7
7	1,196~1,310	17.2
8	1,311~1,420	15.8
9	1,421~1,530	14.4
10	1,531~1,650	13.2
11	1,651~1,760	12.2
12	1,761~1,870	11.1
13	1,871~1,990	10.2
14	1,991~2,100	9.4
15	2,101~2,270	8.7
16	2,271~	7.4

○小型バス

区分	燃料	目標基準値 (km/L)
1	揮発油	8.5
2	軽油	9.7

○小型貨物車

<軽貨物車>

区分	自動車の構造	変速機	車両重量 (kg)	目標基準値 (km/L)
1	構造A	MT	~740	23.2
2			741~	20.3
3		AT	~740	20.9
4			741~855	19.6
5			856~	18.9
6	構造B	MT	~740	18.2
7			741~855	18.0
8			856~970	17.2
9			971~	16.4
10		AT	~740	16.4
11			741~855	16.0
12			856~970	15.4
13			971~	14.7

<軽量貨物車（車両総重量1.7トン以下）>

区分	変速機	車両重量 (kg)	目標基準値 (km/L)
1	MT	~1,080	18.5
2		1,081~	17.1
3	AT	~1,080	17.4
4		1,081~1,195	15.8
5		1,196~	14.7

<中量貨物車（車両総重量1.7トン超3.5トン以下）>

区分	燃料	自動車の構造	変速機	車両重量 (kg)	目標基準値 (km/L)
1	揮発油	構造A	MT	—	14.2
2			AT	~1,310	13.3
3				1,311~	12.7
4		構造B1	MT	~1,310	11.9
5				1,311~1,420	10.6
6				1,421~1,530	10.3
7				1,531~1,650	10.0
8				1,651~1,760	9.8
9				1,761~	9.7
10			AT	~1,310	10.9
11				1,311~1,420	9.8
12				1,421~1,530	9.6
13				1,531~1,650	9.4
14				1,651~1,760	9.1
15				1,761~1,870	8.8
16				1,871~	8.5
17		構造B2	MT	~1,310	11.2
18				1,311~1,420	10.2
19				1,421~1,530	9.9
20				1,531~1,650	9.7
21				1,651~1,760	9.3
22			1,761~	8.9	
23			AT	~1,310	10.5
24				1,311~1,420	9.7
25				1,421~1,530	8.9
26				1,531~1,650	8.6

27				1, 651~	7.9	
28	軽油	構造A 及び 構造B1	MT	~1, 420	14.5	
29				1, 421~1, 530	14.1	
30				1, 531~1, 650	13.8	
31				1, 651~1, 760	13.6	
32				1, 761~1, 870	13.3	
33				1, 871~1, 990	12.8	
34				1, 991~2, 100	12.3	
35				2, 101~	11.7	
36				AT	~1, 420	13.1
37					1, 421~1, 530	12.8
38					1, 531~1, 650	11.5
39					1, 651~1, 760	11.3
40		1, 761~1, 870	11.0			
41		1, 871~1, 990	10.8			
42		1, 991~2, 100	10.3			
43		2, 101~	9.4			
44		構造B2	MT		~1, 420	14.3
45					1, 421~1, 530	12.9
46					1, 531~1, 650	12.6
47					1, 651~1, 760	12.4
48				1, 761~1, 870	12.0	
49				1, 871~1, 990	11.3	
50			1, 991~2, 100	11.2		
51			2, 101~	11.1		
52	AT		~1, 420	12.5		
53			1, 421~1, 530	11.8		
54			1, 531~1, 650	10.9		
55			1, 651~1, 760	10.6		
56			1, 761~1, 870	9.7		
57			1, 871~1, 990	9.5		
58			1, 991~2, 100	9.0		
59		2, 101~	8.8			

※ 上の表中、自動車の構造とは、構造Aはボンネット型のバン、構造B1はキャブオーバー型のバン、構造B2はキャブオーバー型のトラックを表す。また、構造Bは構造B1と構造B2を合わせた車両を表す。それぞれの定義は以下のとおり。

＜構造A、構造B、構造B 1、構造B 2の定義＞

1. 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
 - イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
2. 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。
3. 「構造B 1」とは、構造Bのうち1. のロに該当するものをいう。
4. 「構造B 2」とは、構造Bのうち構造B 1以外の構造をいう。

(5) 表示事項

①表示事項は、以下のとおりとする。

- イ 車名及び型式
- ロ 原動機の型式及び総排気量
- ハ 車両重量
- ニ 変速装置の形式及び変速段数
- ホ 燃料供給装置の形式
- ヘ 主要燃費向上対策
- ト エネルギー消費効率（燃費値：単位は km/L で小数点第1位まで表示）
- チ 製造事業者等の氏名又は名称
- リ 車両総重量及び最大積載量（貨物自動車に限る。）
- ヌ 原動機の最高出力及び最大トルク
- ル 乗車定員（乗用自動車に限る。）

②遵守事項は、以下のとおりとする。

- ・表示事項の表示は、該当する自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、エネルギー消費効率（燃費値）は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。
- ・展示に供する自動車には、車名及び型式に加え、エネルギー消費効率（燃費値）を見やすい場所に明瞭に表示すること。

③燃費表示のスケジュール

現行の燃費基準の達成状況を適切に評価し、かつ、排出ガス試験モードのスケジュールに留意しつつ、市場の混乱防止を図った上で、できるだけ早期に実態に即した燃費表示を進めていくため、今後の燃費表示スケジュールについては、以下のとおり整理する。

<表示義務の内容（2010年度まで）>

- ・ J C O 8モード早期対応車（※）：10・15モード燃費値及びJ C O 8モード燃費値を表示（併記）
- ・ J C O 8モード早期対応車以外の自動車：10・15モード燃費値を表示

※ 排出ガス試験モードの義務付け日より前にJ C O 8モードによる排出ガス試験を行って型式指定を受けた自動車

(別添3)

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会自動車判断基準小委員会・
交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会自動車燃費基準小委員会
合同会議 委員名簿

委員長	池上 詢	福井工業大学工学部教授
副委員長	杉山 雅洋	早稲田大学大学院商学学術院教授
委員	石原 明	財団法人省エネルギーセンター常務理事
	神本 武征	東海大学未来科学技術共同研究センター教授
	久保地理介	社団法人日本自動車車体工業会副会長
	齊藤 敬三	独立行政法人産業技術総合研究所計測標準 研究部門特別研究員
	大聖 泰弘	早稲田大学理工学部教授
	豊田 榮次	社団法人全日本トラック協会専務理事
	名尾 良泰	社団法人日本自動車工業会副会長・専務理事
	野田 明	独立行政法人交通安全環境研究所理事
	林 直義	財団法人日本自動車研究所理事
	松波 正壽	社団法人日本自動車連盟顧問
	和田 政信	日本自動車輸入組合常務理事